

意匠審査の品質管理に関するマニュアル (品質マニュアル)

令和4年7月
特 許 庁

改訂履歴

日付	内容
平成 26 年 12 月 10 日	初版公表
平成 27 年 6 月 30 日	改訂版発行
平成 28 年 7 月 27 日	改訂第 2 版発行
令和 4 年 7 月 1 日	改訂第 3 版発行

はじめに

平成25年6月7日に閣議決定された[知的財産政策に関する基本方針](#)では、「国内外の企業や人を引き付けるような世界の最先端の知財システムを構築していくこと」が目標として掲げられ、同月14日に閣議決定された[日本再興戦略](#)においても、知的財産戦略の強化が成長戦略の大きな柱の一つとして取り上げられている。平成26年6月24日には、[日本再興戦略改訂2014](#)が閣議決定され、「引き続き世界最高の知財立国を目指す」とされている。

そのためには、「世界最高品質の意匠審査」を持続的に提供することが必要であり、特に、出願された意匠を十分に理解し、必要十分な国内外のサーチ及び登録要件に関する的確な判断を行うことにより、後に国内外で無効となることのない強さと、意匠の創作レベルに見合う広さを有し、国際的に信頼され、世界に通用する有用な（役に立つ）意匠権の設定を推進していくことが重要である。

特許庁は、この「強く広く役に立つ意匠権」を付与していくことを内外に明らかにすべく、意匠審査に関する品質ポリシーを平成26年8月に公表した。

品質ポリシーは、意匠審査の品質管理の基本原則となるものであり、意匠課及び意匠審査部門においては、この基本原則に基づいて、意匠審査の品質管理を実施し、意匠審査の質の維持・向上を確実に図っていくことが必要である。

この「意匠審査の品質管理に関するマニュアル（品質マニュアル）」は、品質ポリシーにより規定した基本原則を実施するにあたっての、品質管理及びその実施体制を具現化した文書である。本品質マニュアルは、品質管理及びその実施体制に変更等が生じる場合に改訂される。

適用範囲

本品質マニュアルは、意匠審査に関わる審査第一部意匠課及び意匠審査部門、並びにこれらに属する職員が行う意匠審査業務に対して適用される。

目次

I. 品質管理システムについて.....	1
1. 品質ポリシーとの関係	1
(1) 総論	1
(2) 品質ポリシーに基づき求められる取組の方向性	2
2. 意匠審査の質の維持・向上のサイクル（PDCAサイクル）の概要.....	5
(1) 意匠課及び意匠審査部門全体のPDCAサイクル.....	5
(2) 審査長単位におけるPDCAサイクル	5
3. 品質管理実施体制の概要.....	7
II. 意匠課及び意匠審査部門の取組	10
1. 意匠審査業務の実施〔DO〕（審査長単位におけるPDCAサイクル）	10
(1) 審査官による意匠審査業務の実施〔do〕	11
(i) 意匠審査（本願理解・サーチ・判断・起案）	11
(ii) 面接等	12
(2) 審査長単位における意匠審査の質のチェック〔check〕	13
(i) 決裁.....	13
(ii) 審査官と決裁者間の協議（案件協議）	14
(3) 審査長単位における意匠審査の質の維持・向上に関する業務〔act〕	15
(i) チェック結果等に基づく質の向上.....	15
(ii) 組織的な情報の共有	15
(iii) 研修の受講等による知識習得・能力向上.....	16
(iv) レビュー結果等に基づく質の向上.....	16
(4) 審査長単位における意匠審査の質の維持・向上に向けた方針策定〔plan〕	17
2. 意匠審査業務の評価〔CHECK〕	18
(1) データ収集・分析	18
(i) 決裁後案件の品質監査	18
(ii) ユーザー評価調査・ユーザーからの情報収集	18
(iii) 内外乖離状況の把握	19
(iv) 審査官の自己管理のための統計データ	19
(v) 審判関連データの収集	19
(vi) 各種品質関連の取組の結果等の収集	20
(2) データ分析結果の評価.....	20
(i) 意匠審査業務等の課題抽出.....	20
(ii) レビュー（取組報告、中間レビュー）	20
(3) 審査品質管理小委員会	20
3. 意匠審査関連施策の検討・修正〔ACT〕	22

(1) 意匠審査基準の作成（改訂）・公開.....	22
(2) 意匠審査の質の維持・向上に向けた施策検討.....	23
4. 意匠審査の方針策定〔PLAN〕.....	24
III. 外部関係者との協力.....	25
1. ユーザーとの意見交換.....	25
2. 出願人・代理人等による願書及び添付図面等の質の向上、サーチの充実等.....	25
IV. 国際的な取組.....	27
1. 海外の特許庁への審査結果の提供.....	27
2. 海外の特許庁との品質管理システムに関する情報共有等（品質ポリシーや質の向上施策の国際展開）.....	27
V. 用語の定義.....	29

参考1：意匠審査に関する品質ポリシー

参考2：品質ポリシーと品質マニュアルに記載された取組の対応表

I. 品質管理システムについて

1. 品質ポリシーとの関係

(1) 総論

意匠審査に関する品質ポリシー¹（以下、「品質ポリシー」という。）は、国際的に信頼される、質の高い意匠権の設定に向けた意匠審査の品質管理（以下、「品質管理」という。）の基本原則を示し、特許庁が世界最高品質の意匠審査の実現に取り組むためのものである。

世界最高品質の意匠審査を実現するため、審査第一部意匠課及び意匠審査部門は、品質ポリシーに沿った品質管理の実施を通じて、意匠審査を的確に実施し、ユーザーの幅広いニーズや期待に応える意匠審査に関する施策を企画・立案して実行に移すとともに、継続的改善を図っていく。

品質管理とは、品質ポリシーに沿い、なおかつ、意匠審査の質の維持・向上の観点から、いわゆるPDCAサイクル²に沿って互いに関連付けて整理された意匠審査の取組の総体であり、その着実な実施にあたっては各組織・職員の役割を明確にした実施体制を構築する必要がある。

意匠審査に関する品質管理システム（以下、「品質管理システム」という。）は、上記品質管理及びその実施体制からなるものである。

この「意匠審査の品質管理に関するマニュアル（品質マニュアル）」は、品質ポリシーによって規定される基本原則に沿った品質管理の統一的な実施に資するべく、上記品質管理システムを文書化したものである。

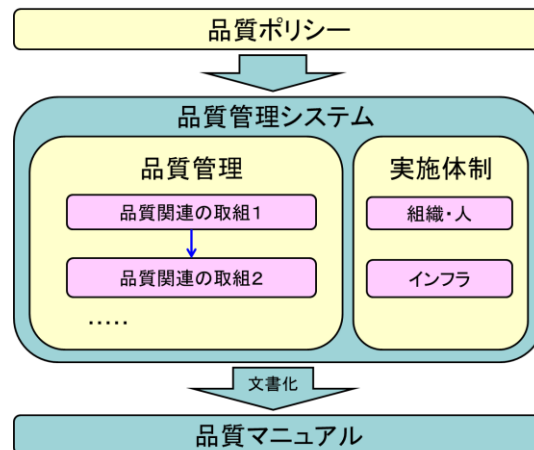


図1 品質ポリシー、品質管理システム及び品質マニュアルの関係図

¹ 品質ポリシーについては、巻末の参考1を参照。

² 計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

（２）品質ポリシーに基づき求められる取組の方向性

品質ポリシーは、品質管理の基本原則であるから、品質管理を構成する意匠課及び意匠審査部門の各取組は、品質ポリシーで掲げられた事項と密接な関連を有すべきものである。

ここでは、品質ポリシーに基づき求められる取組の方向性を、品質ポリシーの各基本原則に沿って説明する³。

① 強く・広く・役に立つ意匠権を設定します

質の高い意匠権は、後に無効にならない強さ（安定性）と意匠の創作レベルに見合う権利範囲の広さを備え、世界に通用する有用な（役に立つ）ものである必要がある。このような意匠権は、グローバルな事業展開を支援し、イノベーションを促進する上で不可欠であり、このような意匠権の付与につながる審査が質の高い意匠審査といえる。

（i）強い意匠権について

審査主義の下で権利の安定性を確保するためには、「瑕疵のない審査」、すなわち審査において出願が法定要件を充足するかどうかの的確な判断がなされることが大前提となる。また、そのためには、日本で審査した結果登録となった意匠が、他国において同一又は類似の先行意匠を発見されるようなことのないよう、的確な先行意匠調査が求められる。

（ii）広い意匠権について

意匠の創作レベルに見合う権利範囲の広さを確保するためには、審査官は当該意匠の属する分野の製品開発実態を正しく理解することが必要である。その上で先行意匠群との対比観察を通じて、需要者の注意を引きやすい形態を適切に把握し、共通点・差異点の評価を行うことが求められる。

（iii）役に立つ意匠権について

有用な意匠権を設定するためには、出願人は、自らの事業戦略や知財戦略に基づいて、適切な出願を適時に行うことが必要である。

また、こうした出願を出願人の戦略上の重要度を踏まえて審査するためには、審査官が出願人の事業戦略や知財戦略を理解することが必要であり、それらを意識した意匠審査の取組が求められる。

さらに、企業のグローバルな事業展開が拡大する中、日本で審査した結果登録となった意匠は、無審査国を含めた海外においても同じ意匠についての権利の予見性を高め、権利侵害に関する紛争解決の手段としても事業者が利

³ 品質ポリシーの項目と品質マニュアルに記載された取組との対応を示した巻末の参考2も参照。

用可能となることが望ましい。

審査官は、そのような国際的にも信頼される意匠権の設定に貢献することが求められる。

② 幅広いニーズや期待に応えます

質の高い意匠審査は、当然ながら、ユーザーの満足に資するものでなければならない。また、意匠制度は、広く社会全体のためのものでもあるから、我が国社会の利益及び直接のユーザー以外の意匠制度に関わる者の満足をも考慮する必要がある。したがって、意匠課及び意匠審査部門は、法令遵守等の観点重視しつつ、広く意匠制度に関わる者のニーズの把握に努めて意匠審査に関する施策の企画・立案に活かしていくことが必要である。

また、審査官は、出願人・代理人等と十分な意思疎通を図りつつ、条約・法令及び意匠審査基準等の指針に従い、公平性、透明性及び一貫性のある意匠審査を行うことで、幅広いニーズや期待に応える意匠審査を行うことが求められる。

③ 全ての職員が、関係者とも協力しつつ質の向上に取り組めます

意匠審査の質を維持・向上するにあたっては、意匠課及び意匠審査部門が、組織全体として自ら業務の改善に取り組むことはもちろん、出願人・代理人等の関係者と協力して、願書及び添付図面等の質の向上を図っていくことが重要である。

④ 国際的な意匠審査の質の向上に貢献します

グローバルな事業展開の支援の観点からは、国内外において質の高い意匠審査が行われ、質の高い意匠権が設定されることが重要である。このため、意匠分野の専門家会合、制度・分類調和の会合等の、国際的な意匠審査の質の向上に貢献する取組を積極的に推進することが求められる。

また、我が国特許庁の審査情報が海外の特許庁における意匠審査で積極的に利用されるようになれば、我が国企業にとって海外での権利取得に関する予見性が高まり、グローバルな事業展開を支援することにつながる。このため、上記取組を積極的に推進することに加え、海外の特許庁での意匠審査に有用な質の高い審査情報を適時に提供できるよう、審査官が自身の審査結果が海外の特許庁において利用されるということを十分に意識して意匠審査を進めることが求められる。

⑤ 継続的に業務を改善します

意匠審査の質の向上にあたっては、品質管理の実施状況や意匠審査の質等を継続的にモニタリングし、現状を的確に把握した上で、必要な施策を検討することが必要である。

また、例えば技術の進展によるデザインの変化から、サーチすべき範囲が拡

大するなど、意匠審査を巡る状況は日々変化する。意匠課及び意匠審査部門は、意匠審査を巡る状況の変化や意匠審査の質に関する種々の情報を意匠審査に関わる全ての職員に提供し、職員は、提供された情報を用いて継続的に自身の業務を改善することが求められる。

⑥ 職員の知識・能力を向上させます

意匠審査の質の向上のためには、意匠審査に関わる全ての職員の知識・能力の向上が必須となる。意匠審査に関わる全ての職員は、日々の自主的な研さんに励み、研修の機会等があれば積極的に参加して、専門性を高めることが求められる。また、意匠課及び意匠審査部門も、十分な研修の機会を提供するなど、組織としてサポートすることが重要である。

2. 意匠審査の質の維持・向上のサイクル（P D C Aサイクル）の概要

上記1.（1）で述べたように、品質管理を構成する各種取組は、意匠審査の質の維持・向上の観点から、いわゆるP D C Aサイクルに沿ってお互いに関連付けられる必要がある。このP D C Aサイクルは、意匠課及び意匠審査部門全体と、審査長単位の2つのレベルからなる。これらの2つのP D C Aサイクルの関係の概念図を図2に示す。

（1）意匠課及び意匠審査部門全体のP D C Aサイクル

意匠課及び意匠審査部門全体のP D C Aサイクル（図2において、PLAN-DO-CHECK-ACTで示されたP D C Aサイクル）は、次のように機能する。

すなわち、年度当初に意匠課及び意匠審査部門全体の方針が決定（P L A N : II. 4. 参照）され、それを受けて意匠審査及びその関連業務（以下、「意匠審査業務」という。）が遂行（D O : II. 1. 参照）される。そして、意匠審査業務は品質監査等、各種の手法で評価（C H E C K : II. 2. 参照）され、必要に応じて意匠審査業務や意匠課及び意匠審査部門の施策等が修正（A C T : II. 3. 参照）され、次年度の方針決定（P L A N : II. 4. 参照）に反映されることにより、意匠審査の質の維持・向上が図られる。

（2）審査長単位におけるP D C Aサイクル

上記（1）のP D C Aサイクルに加え、意匠審査業務の実施を行う各審査長単位においても、P D C Aサイクル（図2において、plan-do-check-actで示されたp d c aサイクル）による質の維持・向上が図られる⁴。

すなわち、年度当初に意匠課、意匠審査部門全体及び各審査室の方針を受けて意匠審査の方針が決定（p l a n : II. 1.（4）参照）され、審査官は、当該方針に沿って案件協議や面接等を活用しつつ意匠審査業務を実施（d o : II. 1.（1）参照）する。そして、審査官による意匠審査業務（処分等）は、決裁者等によるチェック（c h e c k : II. 1.（2）（i）参照）を受け、必要に応じて判断、起案等について指導が行われることで個別の処分等をより適切なものとし（a c t : II. 1.（3）（i）参照）、質が担保される。

また、各審査長単位・審査官は、各種の品質関連情報等（C H E C K : II. 2.（1）参照）の提供を受けて、意匠審査業務の改善（a c t : II. 1.（3）（iv）参照）、審査官間の知識共有、自主的な研さん、研修等による知識の習得・能力の向上（a c t : II. 1.（3）（iii）参照）を行う。

以上の取組で得られた知見は、それ以降の意匠審査の取組策定（p l a n :

⁴ 審査部全体のP D C Aサイクルの各要素は「P L A N」等と表記し、審査長単位におけるP D C Aサイクルの要素は「p l a n」等と小文字で表記している。

Ⅱ． 1．（４）参照）に反映されることにより、意匠審査の質の維持・向上が図られる。なお、審査長単位における業務改善は、日々の業務においても適時に行われるものである。

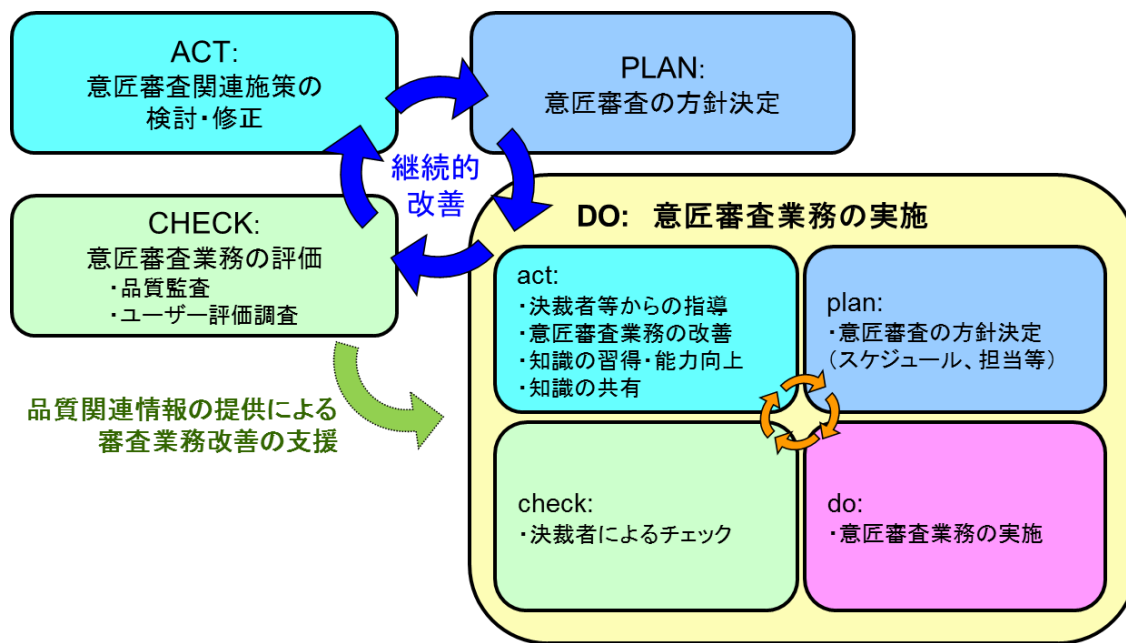


図 2 意匠審査の質の維持・向上のためのサイクル（PDCA サイクル）概念図

3. 品質管理実施体制の概要

本品質マニュアルで説明する品質管理システムは、特許庁長官、その命を受けて審査に関する事務のうち技術に関する重要事項を総括整理する特許技監及び審査第一部長がその整備と実施に対して責任を負う。

特許庁長官、特許技監及び審査第一部長の下、意匠審査業務を担当する組織・職員はそれぞれが分掌する事務を行う⁵。

審査官は、審査第一部長及び各審査長のマネジメントの下、分掌された物品の意匠について意匠審査を行う。各審査長単位は、意匠課が企画・立案した品質関連施策を実施するとともに、所掌する分野に応じた独自の取組を行うことで、審査の質の向上を図る。

意匠課は、意匠審査に関する企画及び立案を含めた、意匠審査に関する事務の調整に関する事務をつかさどる。

その中には品質管理に関する事務を含み、例えば、案件協議、決裁、審判情報の活用等の意匠審査部門が実施する施策や、品質監査、ユーザー評価調査といった品質関連施策の企画・立案を行う。また、意匠審査の質に関する各種データ収集等、後述の品質管理を行う庁内の委員会が実施する意匠審査の質の分析・評価のサポートを行う。

意匠審査に関する品質管理庁内委員会（以下、「品質管理庁内委員会」という。）は、意匠審査の質の分析・評価を行うことを通じて品質管理を行い、各審査部内の審査長、上席総括審査官等により構成される。品質管理庁内委員会は、品質監査結果、審判情報、ユーザー評価調査結果等の収集された審査の質に関するデータを分析・評価し、各審査長単位に対して第三者的な立場で、意匠審査の質の現状や解決すべき課題を明らかにする。そして、その結果を特許技監、審査第一部長及び意匠課に報告するとともに、品質監査に関するデータや分析結果（決裁におけるチェックの観点等）を各審査長単位にフィードバックする。これらに加えて、品質管理庁内委員会は、意匠課が企画・立案する各種施策について助言を行う。

品質管理官は、意匠の審査の品質の管理を行う。品質管理官は、審判官の経験を有する審査官から選任され、品質監査等の分析を行う。その結果を庁内委員会でまとめ、意匠審査部門にフィードバックする。

実務経験者や学識経験者などの外部有識者で構成する委員会（産業構造審議

⁵ 各部署等の所掌事務については、「[経済産業省組織令](#)」、「[経済産業省組織規則](#)」を参照。

会知的財産分科会審査品質管理小委員会）は、本品質マニュアルで説明する品質管理システムが、意匠審査の質の維持・向上のために適切に機能しているかどうかを第三者の目で確認し、品質管理の実施体制、実施状況等の客観的な評価を行う。当該委員会は、評価項目及び評価基準を定め、これらに基づいて評価を行うとともに、品質管理の実施体制、実施状況に関する改善提言を行う。特許庁は、当該委員会の報告を受けて、審査の品質管理において取り組むべき事項を定め、それを公表するとともに、意匠審査関連施策の検討・修正（A C T）及び意匠審査の方針策定（P L A N）に反映する。

出願人・代理人等の制度ユーザーは、ユーザー評価調査への回答や様々な意見交換の機会を通じ、意匠審査の質の維持・向上のための情報を提供する。

海外特許庁との関係においては、審査情報等の提供の他、審査運用における情報交換、また、品質管理の取組に関する情報交換等により、意匠審査の質の維持・向上に役立てる。

品質管理、その実施体制及びそれらの関係を示した品質管理システムの全体像を図3に、組織図を図4に示す。

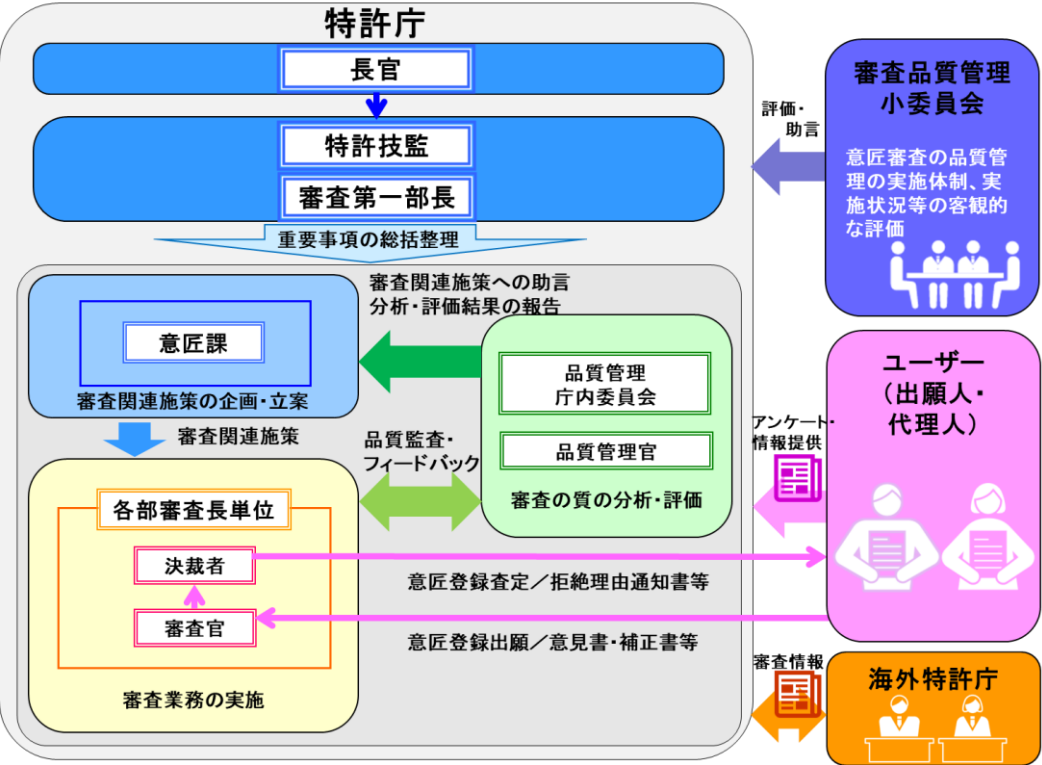


図3 品質管理システムの全体像

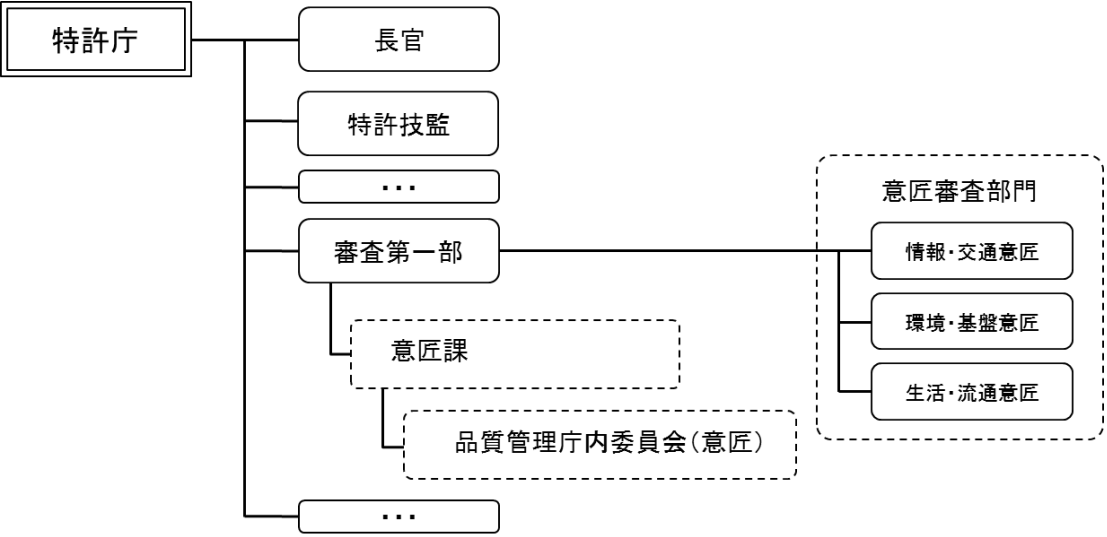


図4 品質管理に係る組織図

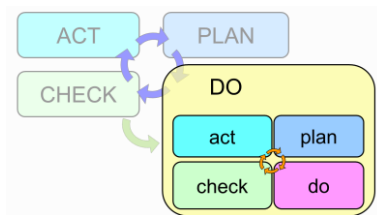
Ⅱ．意匠課及び意匠審査部門の取組

以下では、上記Ⅰ．２．（１）で述べた、意匠課及び意匠審査部門全体のPDCAサイクルに含まれる各種取組を説明する。

まず、一連の取組の中でも中核をなす意匠審査業務の実施〔DO〕について１．で述べ、意匠審査業務の評価〔CHECK〕、意匠審査関連施策の検討・修正〔ACT〕、意匠審査の方針策定〔PLAN〕を２．～４．で順に述べる⁶。

１．意匠審査業務の実施〔DO〕（審査長単位におけるPDCAサイクル）

ここでは、主に意匠審査の質を担保するための中心的な活動として、各審査長単位において行われる意匠審査業務及びその質の維持・向上に資する取組を、PDCA（DCAP）サイクルに沿って説明する。



まずは、中核的な取組である審査官による意匠審査業務の実施〔do〕から説明する。

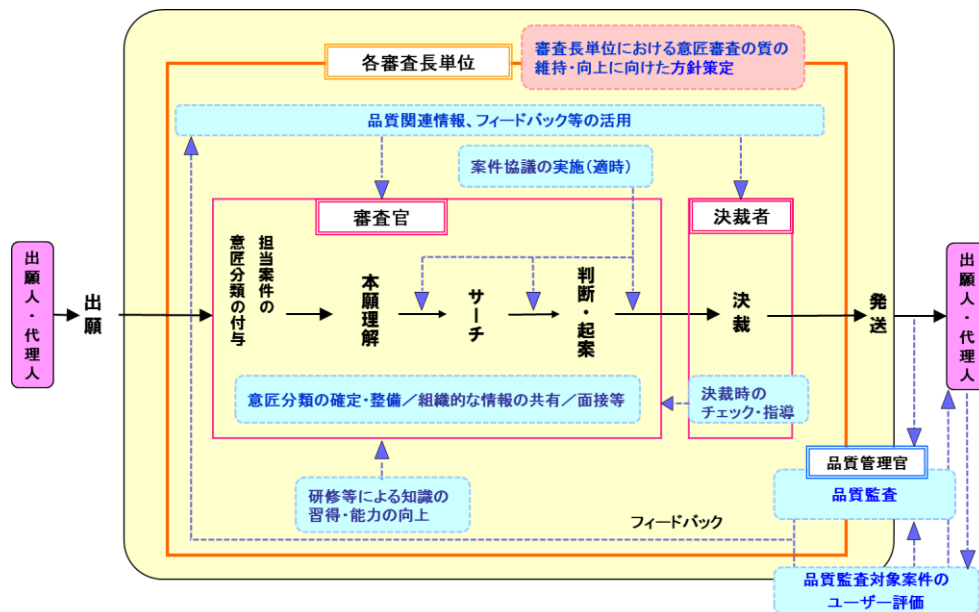


図５ 審査長単位における意匠審査業務の実施に係る取組

⁶ 特許庁は以前からPDCAサイクルを実践して業務改善に取り組んでおり、PLAN（計画）は毎年前年度のものを基礎として修正を加えて運用していること、PLANの内容はDCAそのものであること、実務者にとってDO（実行）から始まった方が理解しやすいと考えられることから、DCAPの順で記載している。また、一般的に、PDCAサイクルという用語についても、DOを先頭にしてDCAPサイクルと称されることもある。

(1) 審査官による意匠審査業務の実施 [d o]

(i) 意匠審査 (本願理解・サーチ・判断・起案)

・概要

審査官は、本願意匠の理解、サーチ、判断及び起案からなる意匠審査において、意匠法等の関連法令、当該法令の適用についての基本的な考え方をまとめた意匠審査基準その他の指針に従い、業務内容に不備がないかを自らチェックしつつ、意匠審査の各プロセスを遂行する。

具体的には、審査官は、

- ・ 本願意匠の理解と認定
- ・ サーチの対象及び範囲の決定
- ・ サーチの実施
- ・ 新規性・創作非容易性等の登録要件の判断、並びに
- ・ 拒絶理由通知・登録査定等の起案

のいずれをも法令・指針等に従って統一的かつ的確に遂行する。また、事業戦略対応まとめ審査、面接審査、早期審査等を通じ、ユーザーニーズに的確に応えた意匠審査を行う。

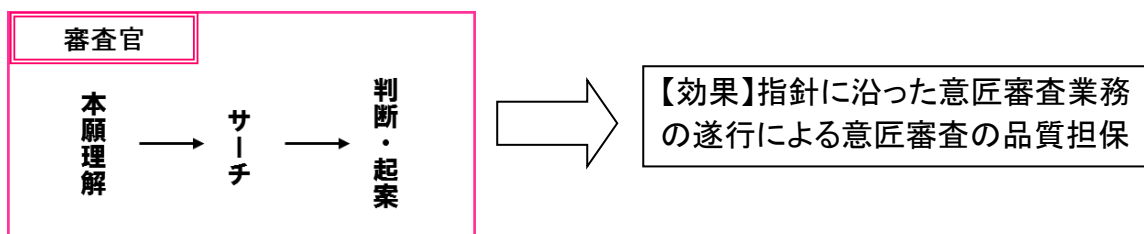
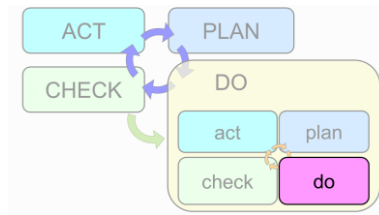
これにより、公平性、透明性及び一貫性があり、ユーザーに信頼されるような質の高い意匠審査を出願ごとに着実に遂行することができ、全体として、幅広いニーズや期待に応えつつ、強く広く役に立つ意匠権を設定することが可能となる。

・担当

意匠審査は、審査官が行う。各出願の意匠審査を担当する審査官の指定及び変更は、審査長及び上席総括審査官が行う。通常、審査長及び上席総括審査官が予め各審査官に日本意匠分類を割り振り、出願に付与された日本意匠分類に応じて担当を決める。

・参照先文書

[意匠審査基準](#)、[意匠審査便覧](#)、[日本意匠分類](#)



【参考】 バッチ審査

意匠審査は、関係の深い分野の出願を一定期間まとめて（数十件から百数十件）審査するスタイル（バッチ審査）を採用している。これは、1 件ずつの審査では、大量の資料がある先行意匠調査を、1 件の審査が終わる度に、繰り返す必要があることから、少人数で効率的に行うために採用している手法である（審査スケジュールは、[特許庁HP](#)に掲載）。また、同時期に出願された意匠を 1 人の審査官がまとめて審査することにより、この時期のデザイントレンドを把握することもでき、判断の相違を無くす効果も有する。



意匠審査官

出願件数に応じて複数分野を担当

図 6 バッチ審査のイメージ

（ii）面接等

・概要

面接は、審査官又は代理人等のいずれかの要請に基づき、面接ガイドラインに沿って行われる。面接により、代理人等との間で意匠審査に関わる意思疎通を図ることは、意匠審査の質の維持・向上に資する。上記意思疎通を図るための電話・電子メール等による連絡も同様である。

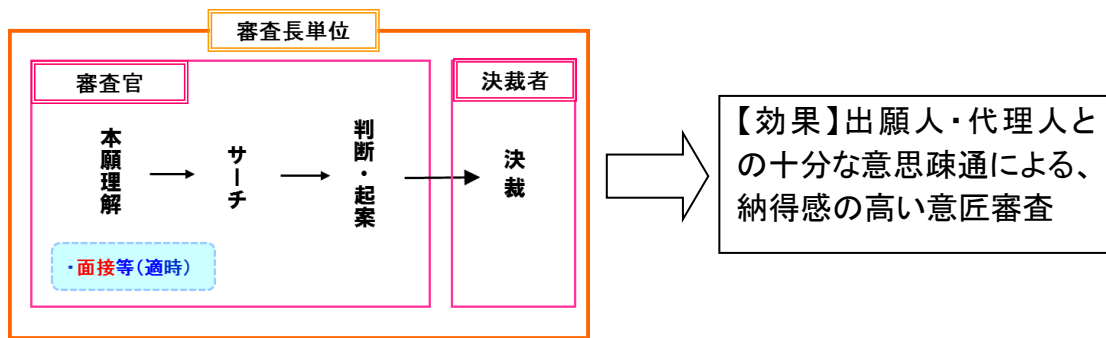
面接等において代理人等による本願意匠と先行意匠との対比説明や補正案等の説明を受けることにより、審査官と代理人等とがお互いの考えを正しく理解することができ、結果として、出願人にとって納得感の高い意匠審査を実現することが可能となる。

- ・担当

代理人等との面接は、出願の意匠審査を担当する審査官が行う。

- ・参照先文書

[面接ガイドライン【意匠審査編】](#)

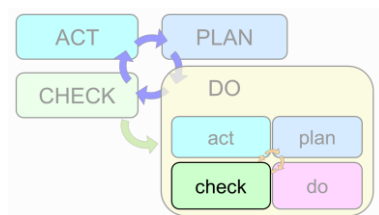


(2) 審査長単位における意匠審査の質のチェック [c h e c k]

(i) 決裁

- ・概要

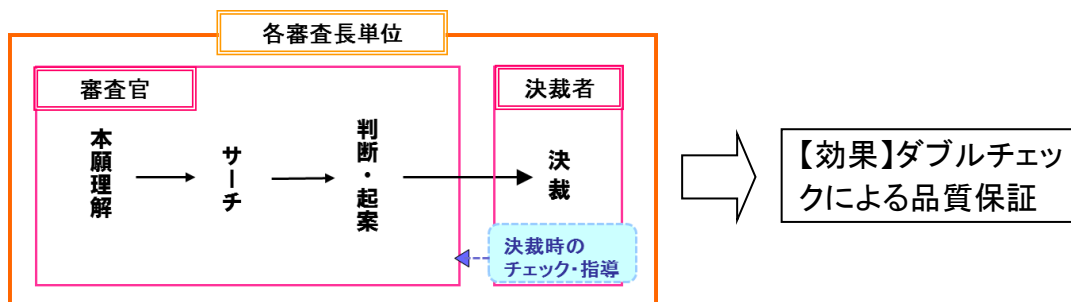
審査官が処分等の内容を出願人等に通知するための書面を作成（意匠審査における「起案」。）した場合、審査官が所属する審査室の審査長又は上席総括審査官が、当該処分等に係る書面の内容の確認等を通じた意匠審査の実体的・形式的チェック（意匠審査における「決裁」。）を全件について行っている。



決裁者は、処分等が法令・指針等に適合しているか、並びに、案件協議（後述）の実施状況等の品質管理に係る必要な手続を経ているかを確認し、必要に応じ、当該処分等を行った審査官に差し戻して修正を促すか、指導を行う。

- ・担当

決裁は、原則として審査官が所属する審査室の審査長又は上席総括審査官が行う。



【参考】システム対応によるケアレスミスの防止

意匠審査においては、特許審査のように、請求項毎に拒絶理由や引用文献を考えるといったことはなく、判断対象は、当該出願意匠1つであり、拒絶理由通知の構成はシンプルなものとなっている。その上で、システム化により、自動的に入力可能な情報については自動入力され、日付の前後等、機械的なチェックと合わせ、審査官が判断根拠を記入するだけで起案が完成するシステムを構築している。

拒絶の理由を発見した場合は、対象となる引用文献を庁内DBから意匠検索システム上で機械的に選択することによって、引用文献として適切かどうかの日付チェック、出願資料の場合は同一出願人かどうかのチェック、さらには、引用文献と照らし、対応する条文のチェックが入り、審査官が選択できる拒絶理由の条文が限定される。可能となる条文の組み合わせ、現行意匠法適用か旧法適用かについても機械的チェックが入る。これらのチェック機能により、日付の前後による間違いは発生せず、条文の選択ミスもなくすることが可能となっている。

また、庁内DBに蓄積された文献を引用する場合は、文献番号等、書誌データが自動入力されるため手入力は追加情報がある場合を除き発生しない。これらにより、審査官の起案において、起案書選択、条文選択、引用文献の添付ミスという形式的な間違いは基本的に発生しないシステムとなっている。

（ii）審査官と決裁者間の協議（案件協議）

・概要

案件の処理方針等について、日常業務の中で随時相談等が行われているが、そういった議論の中にも、審査部門全体にフィードバックすることで審査の品質の向上につながる情報があると考え、判断の相違の原因や、手続きにおいて問題が発生しやすいなど、一定の条件の案件に係る決裁者との相談を、「案件協議」として顕在化し、品質管理庁内委員会へ情報の集約を図り、必要に応じて意匠審査部門への情報共有等フィードバックを行う。

以下に該当する案件については必須協議案件として全件決裁者との協議を実施する。（ア）判断の相違防止の観点から、前担当者の方針と異なる方向で処理を検討している案件、（イ）手続き上の問題の低減の観点から、同じ条文に基づく拒絶理由を2回以上通知する案件、（ウ）中間手続等に誤りがあり、その誤りを正す必要が生じた案件、（エ）模倣品対策のための早期審査対象案件、（オ）国際意匠登録出願案件（即登録可能であり特段問題のないものを除く）。

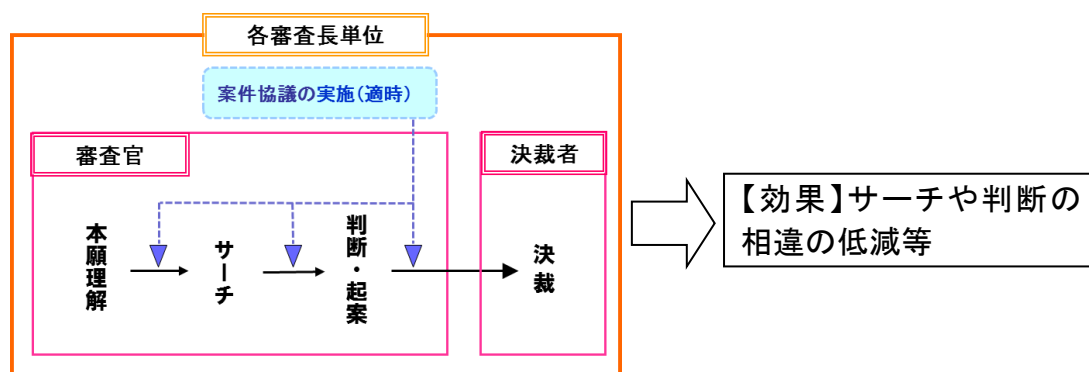
また、決裁者と協議した結果、（a）結論が変更された場合、（b）再サーチの必要が発生した場合、（c）情報共有することが有用であると決裁者が判断した場合、協議結果のメモを作成し、品質管理庁内委員会へ情報を集約する。庁内委員会において意匠審査部門への情報共有の必要性・方法等を検討し、必要に応じてフィードバックを実施することとしている。

なお、審査方針における判断の難しい案件の相談は、決裁者が必要と判断し

た場合、情報共有のためのメモを作成し、案件協議として取り扱う。

- ・担当

案件協議は、審査官が決裁者との間で行う。

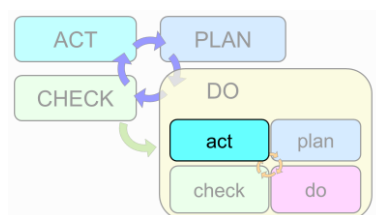


(3) 審査長単位における意匠審査の質の維持・向上に関する業務 [a c t]

(i) チェック結果等に基づく質の向上

- ・概要

審査官は、上記(2)(i)～(ii)のチェック結果のフィードバックを尊重し、必要に応じてフィードバックの意図を確認するなどして、差し戻された起案書面の修正や法令・指針等の再確認等を適宜行い、的確な意匠審査業務の実施に努める。



- ・担当

フィードバックを受けた処分等の修正は、出願の意匠審査を担当する審査官が行う。

(ii) 組織的な情報の共有

- ・概要

審査長単位は、業務を遂行する上で得られた知見の組織的な活用に努め、審査官間での判断等の相違を抑制する。組織的な活用にあたっては、意匠審査に関する知見の共有のための取組が重要であり、日本意匠分類定義カード、バッチ単位のサーチ情報等、情報の共有を図り、各担当審査官は必要に応じて更新・修正を行う。

- ・担当

組織的な情報の共有は、主に審査長単位において審査官が行う。

(iii) 研修の受講等による知識習得・能力向上

・概要

審査長等は、各審査官に対して、意匠審査の質の向上の観点から当該審査官に必要となる研修の受講等を指導する。審査官は、研修の受講等により知識の習得・能力の向上を図るとともに、自身の業務について自主的に研さんを行う。

これにより、審査官の専門性を高めることができ、結果として、審査をより的確なものとするのが可能となる。

・担当

審査官は、審査長等の指導の下、必要な知識の習得・能力の向上を図るべく研修の受講等をする。自己研さんは、審査官自身が積極的に行う。

(iv) レビュー結果等に基づく質の向上

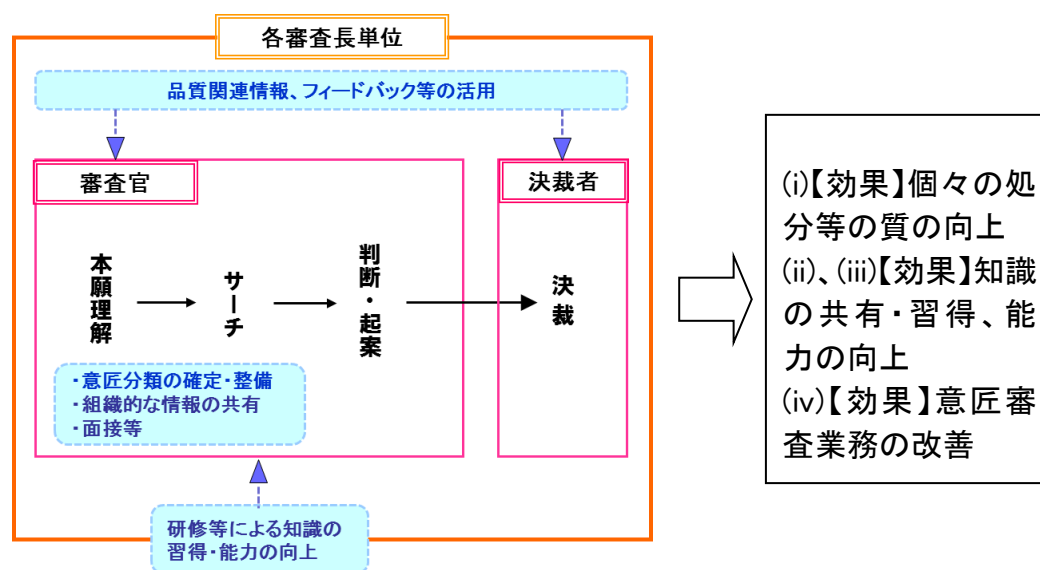
・概要

審査長単位は、レビュー結果（下記2.（2）（ii）参照）及び収集した品質関連情報等（下記2.（1）参照）を踏まえ、審査の質の維持・向上のための施策を検討し、意匠審査業務の改善を図る。また、各種フィードバックの内容を確認し、フィードバックされた内容と同様のエラーを生じさせないように対処する。

審査長単位における意匠審査業務の改善により、法令・指針等に沿った、公平性、透明性及び一貫性のある意匠審査業務の遂行が可能となる。

・担当

意匠審査業務の改善は、審査第一部長の下、各審査長単位・審査官が行う。

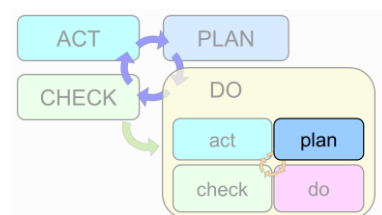


（４）審査長単位における意匠審査の質の維持・向上に向けた方針策定 [plan]

・概要

各審査長単位においては、意匠課及び意匠審査部門全体の方針に従いつつ、審査第一部長の下、それぞれが担当する分野の事情等に応じた独自の取組を定める。

その結果、各審査長単位において現状の把握及び各種取組による業務の継続的な改善が行われることになり、世界最高品質の意匠審査の持続的な提供が可能となる。



2. 意匠審査業務の評価〔CHECK〕

ここでは、意匠審査の質の維持・向上のため、意匠審査部門全体の取組として行われる意匠審査業務の評価のための取組について説明する。

意匠審査の質を継続的に維持・向上させていくためには、審査部門全体として意匠審査の質に関する現状を分析・評価（CHECK）し、事実を把握することが必須である。このため、意匠課及び品質管理庁内委員会は、各種情報の収集・分析・評価業務を行い、現状把握や課題の抽出に努める。

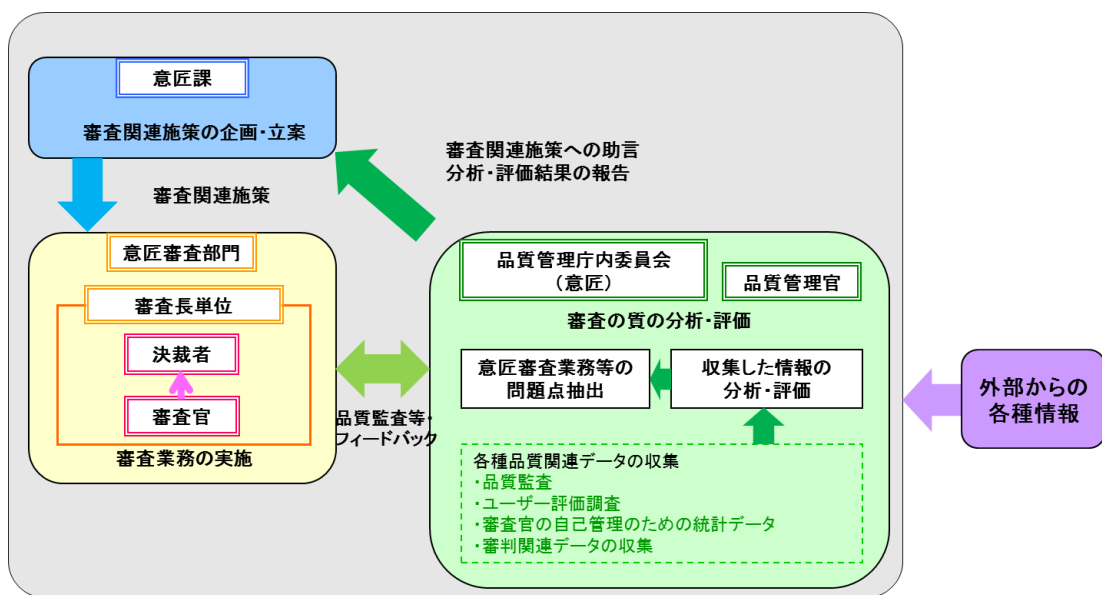
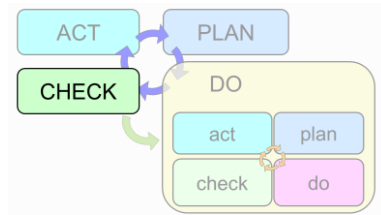


図7 意匠審査業務の評価に係る取組（意匠課・品質管理庁内委員会）

（1）データ収集・分析

（i）決裁後案件の品質監査

・概要

品質管理官は、サンプル抽出した案件の処分等が法令・指針等に従って遂行されているかを確認し、その結果を品質管理庁内委員会に報告する。品質管理庁内委員会は、問題点の類型等について分析を行う。

・担当

品質監査は意匠課が準備を行い、品質管理官・品質管理庁内委員会が分析を行う。

（ii）ユーザー評価調査・ユーザーからの情報収集

・概要

ユーザーニーズを把握するため、意匠審査の質に関するユーザー評価調査を

行い、意匠審査全般及び個別出願の意匠審査について、質に対する評価やその理由等に関する分析を行う。評価結果の分析にあたり、評価調査を通じて指摘のあった個別出願に関する情報の分析も行う。分析結果は、業務改善及び施策検討のために意匠審査部門に提供されるとともに、外部に公表される。また、上記指摘のあった個別出願に関する分析結果は、必要に応じて当該出願の意匠審査を担当した審査長単位にフィードバックされる。

なお、特許庁とユーザーとの間で実施されている意見交換会においても、質に関するユーザーニーズを聴取する（Ⅲ．１．参照）。

さらに、特許庁ホームページ等を通じて、意匠審査の質に関するユーザーからの意見を受け付ける。

- ・担当

ユーザー評価調査及びユーザーから寄せられた意見の集約は意匠課が行い、調査結果及び意見の分析は、品質管理庁内委員会・品質管理官と協力して行う。

- ・参照先文書

[特許庁ホームページ（意匠審査の質についてのユーザー評価調査報告書）](#)

[特許庁ホームページ（審査の質の向上のための御意見受付）](#)

（iii）内外乖離状況の把握

- ・概要

品質管理庁内委員会は、特許庁と海外の特許庁に共通して出願されたものであって、特許庁と海外の特許庁とで審査結果が異なった出願を対象とし、海外の特許庁との審査結果の相違（内外乖離）に関する要因の分析を行う。

- ・担当

内外乖離案件の分析は、品質管理監・品質管理庁内委員会が行う。

（iv）審査官の自己管理のための統計データ

- ・概要

意匠課・品質管理庁内委員会では、審査官の自己管理のため、審査官各人の拒絶理由ごとの件数等、処理状況の内訳を、意匠審査部門全体の平均と比較できるかたちにして提供している。（データの閲覧は、本人と管理職のみ可。）

- ・担当

統計調査は意匠課が行う。

（v）審判関連データの収集

- ・概要

意匠課は、審決情報を含む審判関連データ及び無効審判・拒絶査定不服審判

で引用された文献の統計データを収集し、意匠審査部門に提供する。審査長単位では、審判段階において新たに通知された拒絶理由やその引用文献、審決等の分析を行い、審査の現状・改善すべき点を把握する。

また、審査長単位には審判部から、個別出願に対する審理結果が通知されるケースがあるので、審査長単位は、この情報を分析し意匠審査の質の向上に活用する。

- ・担当

データの収集は意匠課が行う。

(vi) 各種品質関連の取組の結果等の収集

- ・概要

意匠課は、上記 (i) ～ (iv) の品質関連情報を収集するほか、審査長単位における質の維持・向上活動に係る現状を把握するため、審査長単位における品質関連の取組（案件協議等）の実施状況・結果の情報を収集する。

- ・担当

取組の結果等の収集は意匠課が行う。

(2) データ分析結果の評価

(i) 意匠審査業務等の課題抽出

- ・概要

品質管理庁内委員会は、上記 (1) において収集した各種データの分析結果に基づき、意匠審査業務等において改善すべき点を明らかにし、各種施策の企画・立案や業務改善に資するよう、意匠課内関連部署に情報提供する。

(ii) レビュー（取組報告）

- ・概要

意匠課内関連部署及び意匠審査部門は、意匠審査に関する品質管理システムが継続して適切かつ有効であることを確認するため、意匠審査の質の状況及び各種取組の実施結果の評価（上記 (1) 及び (2) (i) の結果等）を定期的にレビューする。レビュー結果は、それぞれ、各種施策の企画・立案や業務改善に資するよう、意匠課内関連部署・各審査長単位で共有される。

- ・担当

レビューは、特許技監・審査第一部長の下、意匠課内関連部署及び各審査部が行う。

(3) 審査品質管理小委員会

- ・概要

特許庁における品質管理の実施体制・実施状況等について外部有識者から客観的な評価・助言を受けることを目的として、産業構造審議会知的財産分科会の下に、「審査品質管理小委員会」を平成26年8月に設置した。当該小委員会は、特許庁における審査の品質管理の実施体制、実施状況に関する評価項目及び評価基準を策定し、当該評価項目及び評価基準に基づいて評価を行うとともに、当該品質管理の実施体制、実施状況に関する改善提言を行う。

- ・担当

審査品質管理小委員会では、企業や法曹関係者、学識経験者等、幅広い専門家である外部有識者からなる委員により審議が行われる。

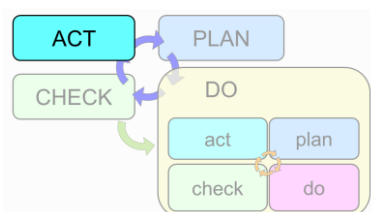
また、特許・意匠・商標の審査品質管理に共通の部分及び事務局業務については調整課品質管理室が担当し、意匠審査の品質管理については、意匠課が担当する。

- ・参照先文書

[特許庁ホームページ（審査品質管理小委員会について）](#)

3. 意匠審査関連施策の検討・修正〔ACT〕

上記2. で述べた取組（CHECK）により、意匠審査の質に関する現状を把握した後は、その現状及び審査品質管理小委員会からの改善提言に基づいて、必要に応じて各種業務を改善（ACT）し、その後の計画に的確に反映（PLAN）する必要がある。



最終的な次年度の取組の策定のため、各種施策の企画・立案は、意匠課内関連部署において行われる（ACT）。また、年度の途中で質に関するフィードバックが審査長単位に対してなされる場合には、各審査長単位は、必要に応じて意匠審査業務の改善（ACT）を行う。

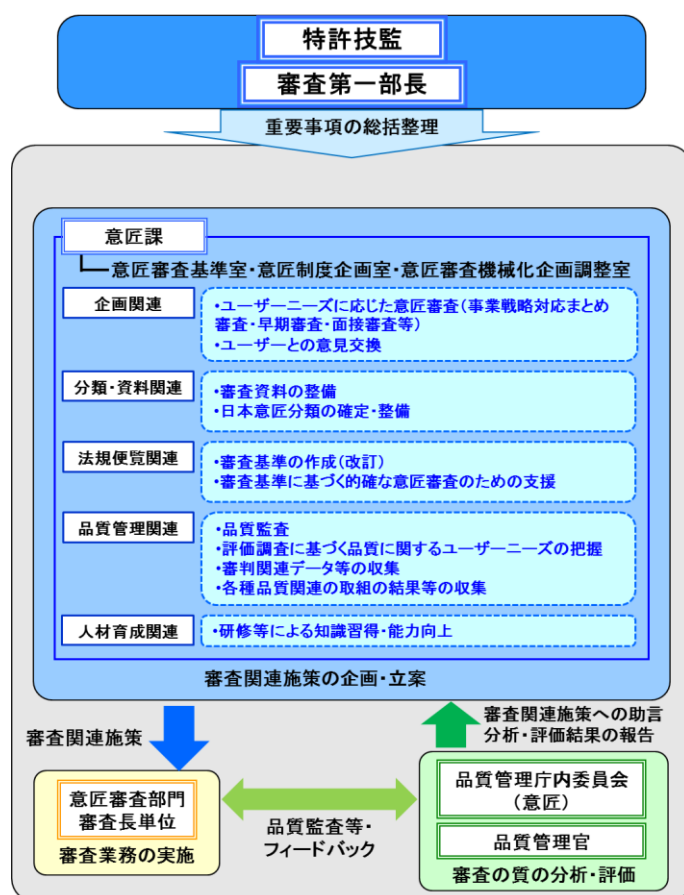


図8 意匠審査関連施策の検討・修正及び意匠審査の方針策定に係る取組

（1）意匠審査基準の作成（改訂）・公開

・概要

意匠審査が一定の基準に従って公平に行われるように、制度改正、新たな判例、デザイン開発の実態、国際情勢の変化等に応じて、意匠法等の関連法令の

適用について基本的な考え方をまとめた意匠審査基準を作成（改訂）する。意匠審査基準の作成（改訂）は、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会審査基準専門委員会WGでの審議を含め、庁内外の意見を踏まえて行う。また、作成（改訂）した意匠審査基準は、外部に公開する。

審査基準の作成（改訂）は、質の高い意匠権の設定に向けた意匠審査の品質管理の基本原則である品質ポリシーを尊重して進める。

- ・担当

意匠審査基準の作成（改訂）に関する業務は、意匠審査基準室が行う。

- ・参照先文書

[意匠審査基準](#)

（２）意匠審査の質の維持・向上に向けた施策検討

- ・概要

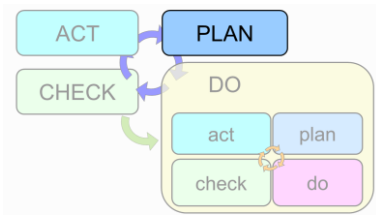
特許庁の意匠課内関連部署は、レビューにおいて得られた情報、ユーザーニーズを含む意匠課・品質管理庁内委員会（意匠）から提供された情報、審査長等や審査官などから寄せられた意見・提案等を踏まえて、上記意匠審査基準の作成（改訂）・公開の他、各種の施策を企画・立案する（具体的な施策例については図８参照。）。

- ・担当

意匠審査に関する各種施策の企画・立案は、意匠課内の各関連部署が行う。

4. 意匠審査の方針策定〔PLAN〕

意匠課内関連部署が検討した施策等については、特許技監及び審査第一部長が総括整理し（図8参照）、次の（a）～（d）の事項を含む意匠課及び意匠審査部門全体の意匠審査に関する方針を策定する。



- （a）品質ポリシーの策定及び改訂に関する事項。
- （b）意匠審査の質の維持・向上のための施策の策定及び改善に関する事項。
- （c）意匠審査の質の維持・向上のための施策の実施のための体制の充実及び配分に関する事項。
- （d）上記（a）～（c）に関する定期的なレビュー及びレビュー結果の公表に関する事項。

また、特許庁は、審査品質管理小委員会による報告を受けて、特許技監及び審査第一部長の総括整理の下、審査の品質管理において取り組むべき事項を定め、それを公表する。

その結果、幹部のリーダーシップの下、現状把握及び各種施策の企画・立案による業務の継続的な改善が行われることになり、世界最高品質の意匠審査の持続的な提供につながる。

Ⅲ．外部関係者との協力

質の高い意匠権を設定するためには、質の高い意匠審査が求められることはもちろんであるが、意匠を適切に開示する願書及び添付図面等の作成等、出願人側の協力もまた重要である。つまり、出願人・代理人は、願書及び添付図面等の質の向上や出願前のサーチの充実を通じて、意匠審査の質の向上ひいては意匠権の質の向上に貢献し得る。

１．ユーザーとの意見交換

・概要

特許庁は、ユーザーと「強く広く役に立つ意匠権」を共創するという視点を持ち、各企業や業界団体等のユーザーとの直接的な意見交換を積極的に行う。当該意見交換において、意匠審査の質の維持・向上のための施策やユーザー自身の意匠登録出願の状況、登録率、拒絶に関する状況等の情報を提供する。また、意匠審査の質を含めた意見・要望等を受け、各種施策の企画・立案や品質向上に活用する。

また、特許庁は、意見交換等の機会を通じ、意匠審査の質の向上のための個別案件についての情報提供を受け、当該情報を施策検討等に活用する。

以上により、意匠審査に対する幅広いニーズや期待を把握し、ユーザー目線から見た意匠審査の品質向上を図る。

・担当

ユーザーとの意見交換は、特許庁長官、特許技監、審査第一部長、審査長等及び審査官等が行う。意匠審査の質の向上のための個別出願に関するユーザーから提供された情報は、意匠課が各種施策の企画・立案や品質向上に活用する。

２．出願人・代理人等による願書及び添付図面等の質の向上、サーチの充実等

・概要

願書及び添付図面等の質の向上や出願前のサーチの充実は、上記のとおり、意匠審査の質の向上ひいては意匠権の質の向上にあたり重要である。そのため、特許庁は、出願人・代理人等に意匠審査基準及びサーチ等に関する説明会又は研修を実施するとともに、出願前のサーチに資する情報を提供する（工業所有権情報・研修館（I N P I T）を通じて実施・提供するものを含む）。また、上記意見交換等を通じて、特に願書及び添付図面等の質の向上については出願人・代理人に要請する。

・担当

意匠審査基準に関する説明会は、意匠審査基準室が行う。また、意匠課内関連部署は、独立行政法人 工業所有権情報・研修館（INPIT）が実施する意匠審査基準やサーチ等に関する研修や、同館が提供するIP ePlat（eラーニング）の学習教材の作成に対して、必要な情報の提供を行う。願書及び添付図面等の質の向上や出願前のサーチの充実に関する出願人・代理人等への要請は、審査第一部長、審査長等、審査官が行う。

IV. 国際的な取組

我が国企業の円滑かつグローバルな事業展開を支援するためには、特許庁のみならず、海外の特許庁においても、意匠審査の質の維持・向上が図られることが重要である。そのため、国際的に信頼される質の高い意匠権の設定に資するよう、自らの意匠審査の質を維持・向上させて、審査結果を早期に発信するとともに、意匠審査の質の維持・向上に関する国際的な取組を積極的に推進し、国際的な意匠審査の質の向上に貢献する必要がある。

ここでは、意匠審査の質の維持・向上に関する国際的な取組について説明する。

1. 海外の特許庁への審査結果の提供

・概要

特許庁は、途上国における効率的な意匠実体審査を支援するために、我が国を第一国とする優先権主張を伴う意匠登録出願について、審査協力相手国特許庁からの要請に基づき、我が国において登録が確定した出願の審査結果を提供する。

こうした取組により、出願人の海外における円滑な権利取得を支援するとともに、国際的な意匠審査の質の向上に貢献することが可能となる。

・担当

審査官が行った審査結果等の情報の海外の特許庁への提供に関する取組は、意匠課等が行う。

2. 海外の特許庁との品質管理システムに関する情報共有等（品質ポリシーや質の向上施策の国際展開）

・概要

特許庁は、二国間または多国間の会合に積極的に参加する中で、海外の特許庁と情報を共有し、得られた情報を特許庁の品質関連施策の企画・立案に活用するとともに、海外の特許庁との品質関連の協力を通じて国際的な議論をリードし、各種品質関連情報の取得や国際的な制度改善に貢献する。

上記会合等において、特許庁は、品質ポリシーや質の向上施策・取組を海外の特許庁に紹介し、国際的な意匠審査の品質の向上に貢献するとともに、特許庁の意匠審査の質への信頼感を醸成する。

こうした取組により、国による意匠審査の質の相違の低減を図ることができ、結果として、我が国企業の海外における権利取得の予見性を高めることが可能となる。

- ・担当

国際会議等での品質関連の協力に関する取組は意匠課等が行う。

V. 用語の定義

本品質マニュアルで用いられる用語の意味は、下記のとおりである。

特許庁	特に断りがない限り、日本国特許庁。
意匠審査部門	審査第一部における意匠審査の実施部署。
審査長	特に断りがない限り、審査長及び審査監理官。
審査長等	審査長、上席総括審査官及び主任上席審査官。
審査長単位	審査長が分掌する特定の分野の意匠審査を行う審査官が所属する単位。審査室という場合もある。
品質管理庁内委員会 (意匠)	意匠審査部門の審査長及び上席審査長を委員とし、意匠課の職員を事務局とする意匠課・意匠審査部門における委員会。
意匠課内関連部署	意匠課内に設置された訓令室、班及び意匠課が特定の目的のために設けた内部委員会。
意匠審査	特に断りがない限り、意匠の審査を意味する。本願理解、サーチ、判断及び起案からなる。
意匠審査業務	意匠審査及びその関連業務。
サーチ	先行意匠調査。
処分等	登録査定、拒絶査定及び意匠法第 17 条の二に規定する補正の却下の決定等の処分に加え、拒絶理由通知等の中間処理の作成を含む。
施策	意匠課内関連部署において企画・立案された、実行すべき計画を意味する。
取組	上記施策を含めた、意匠課及び意匠審査部門、審査長単位、審査官といった各レベルが行う業務を指すが、特に、特定の観点で業務を説明する場面でこの用語を用いる（例、質の向上のための取組）。
法令・指針等	関係する条約、法令及び各種指針。
指針	条約及び法令以外の、意匠審査基準、各種ガイドライン等の意匠審査業務を行う上で参照されるべき文書。
品質監査	審査の質を把握するために、案件の審査を担当した審査官及び当該案件の決裁に関与した決裁者以外の者によって行われる、処分等の判断及びその結果の適否についての検証。処分等の判断の検証を伴わない形式的瑕疵のチェックは除く。検証は、サンプル抽出された案件に対して行われる。

参考 1



意匠審査に関する品質ポリシー

国際的に信頼される質の高い意匠権は、円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションを促進する上で重要です。

この品質ポリシーは、こうした質の高い意匠権の設定に向けた意匠審査の品質管理の基本原則を示したものです。特許庁は、この品質ポリシーに基づいて、世界最高品質の意匠審査の実現に取り組めます。意匠審査に関わる全ての職員は、幹部のリーダーシップ及び参画の下、強い責任感と意欲を持ち、以下の基本原則に従って審査業務を遂行します。

強く・広く・役に立つ意匠権を設定します：

特許庁は、グローバルな知的財産保護を支援すべく、後に無効にならない強さと意匠の創作レベルに見合う権利範囲の広さを備え、世界に通用する有用な意匠権を設定します。

幅広いニーズや期待に応えます：

特許庁は、我が国社会の利益及び意匠制度に関わる方々の満足に資するよう、意匠審査に対する幅広いニーズや期待を把握し尊重していきます。意匠審査に関わる全ての職員は、出願人・代理人等との意思疎通を積極的に図りつつ、条約・法令及び審査基準等の指針に従い、公平性、透明性及び一貫性のある意匠審査を行います。

全ての職員が、関係者とも協力しつつ質の向上に取り組めます：

特許庁は、意匠審査に関わる全ての職員の質の向上に対する意識を高め、職員が参画する日々の意匠審査の質の向上に向けた取組を推進します。また、意匠制度に関わる方々と協力関係を確保し、協働して意匠審査の質の維持・向上を図ります。

国際的な意匠審査の質の向上に貢献します：

特許庁は、意匠審査に関する国際的な取組を積極的に推進するとともに、有用な審査情報を海外の特許庁に提供することにより、国際的な意匠審査の質の向上に貢献します。

継続的に業務を改善します：

特許庁は、世界最高品質の意匠審査を持続的に提供するために、現状把握に努めつつ柔軟に各種施策を企画・立案し、業務を改善していきます。

職員の知識・能力を向上させます：

特許庁は、日常業務や研修を通じて人材の育成を図るとともに、意匠審査に関わる全ての職員の自主的な研さんを奨励し、職員の知識・能力の向上を図ります。

特許庁は、この品質ポリシーを定期的にレビューし、その合理性と実効性を常に維持・向上していきます。

平成 26 年 8 月 特許庁

参考 2

品質ポリシーと品質マニュアルに記載された取組の対応表

品質ポリシー		品質マニュアルに記載された取組	
		記載箇所	関連する取組
前文	・グローバルな事業展開を支援 ・イノベーションを促進	はじめに Ⅰ. 1. 品質ポリシーとの関係	
	・品質ポリシーの基本原則		
	・全ての職員は、幹部のリーダーシップ及び参画の下、強い責任感と意欲を持ち、審査業務を遂行		
意匠権の設定	・強く(安定性)広く(創作レベルに見合う権利範囲)役に立つ(世界に通用する有用な)意匠権	Ⅱ. 1. 意匠審査業務の実施[DO]	・意匠審査(本願理解・サーチ・判断・起案)(Ⅱ. 1. (1)(i)) ・面接等(Ⅱ. 1. (1)(ii)) ・決裁(Ⅱ. 1. (2)(i)) ・案件協議(Ⅱ. 1. (2)(ii)) ・決裁後案件の品質監査(Ⅱ. 2. (1)(i)) ・ユーザー評価調査(Ⅱ. 2. (1)(ii)) ・自己管理のための統計データ(Ⅱ. 2. (1)(iv)) ・審判関連データの収集(Ⅱ. 2. (1)(v))
ニーズや期待	・我が国社会の利益及び意匠制度に関わる方々の利益と満足に資する	Ⅱ. 2. (1)(ii) ユーザー評価調査・ユーザーからの情報収集	・ユーザー評価調査に基づく品質に関するユーザーニーズの把握(Ⅱ. 2. (1)(ii))
	・意匠審査に対する幅広いニーズや期待を把握し尊重	Ⅲ. 1. ユーザーとの意見交換	・ユーザー等との意見交換(Ⅲ. 1.)
	・出願人・代理人等との意思疎通	Ⅱ. 1. 意匠審査業務の実施[DO]	・面接等(Ⅱ. 1. (1)(ii))
	・条約・法令及び審査基準等の指針に従い、公平性、透明性及び一貫性のある意匠審査	Ⅱ. 1. 意匠審査業務の実施[DO] Ⅱ. 3. 意匠審査関連施策の検討・修正[ACT]	・意匠審査業務の実施[DO](Ⅱ. 1.) ・意匠審査基準の作成(改訂)公開(Ⅱ. 3. (1))
職員の取組、関係者との協力	・質の向上に対する意識を高め、職員が参画する日々の意匠審査の質の向上に向けた取組を推進	Ⅱ. 1. 意匠審査業務の実施[DO] Ⅱ. 1. (3) 審査長単位における意匠審査の質の維持・向上に関する業務[act]	・審査官による意匠審査業務の実施(Ⅱ. 1. (1)) ・チェック結果等に基づく質の向上(Ⅱ. 1. (3)(i)) ・組織的な情報の共有(Ⅱ. 1. (3)(ii)) ・研修の受講等による知識習得・能力向上(Ⅱ. 1. (3)(iii)) ・レビュー結果等に基づく質の向上(Ⅱ. 1. (3)(iv)) ・審査長単位における意匠審査の質の維持・向上に向けた方針策定(Ⅱ. 1. (4))
	・意匠制度に関わる方々と協力関係を確保、協働	Ⅲ. 外部関係者との協力	・ユーザー等との意見交換(Ⅲ. 1.) ・出願人・代理人等による願書及び添付図面等の質の向上、サーチの充実等(Ⅲ. 2.)
国際的な品質向上	・国際的な取組を積極的に推進 ・有用な審査情報を海外の特許庁に提供	Ⅳ. 国際的な取組	・海外の特許庁への審査結果の提供(Ⅳ. 1.) ・海外の特許庁との品質管理システムに関する情報共有等(品質ポリシーや質の向上施策の国際展開)(Ⅳ. 2.)
継続的な業務改善	・世界最高品質の意匠審査を持続的に提供 ・現状把握に努めつつ柔軟に各種施策を企画・立案し、業務を改善	Ⅱ. 2. 意匠審査業務の評価[CHECK] Ⅱ. 3. 意匠審査関連施策の検討・修正[ACT] Ⅱ. 4. 意匠審査の方針策定[PLAN]	・データ収集・分析(Ⅱ. 2. (1)) ・データ分析結果の評価(Ⅱ. 2. (2)) ・審査品質管理小委員会(Ⅱ. 2. (3)) ・審査基準の作成(改訂)公開(Ⅱ. 3. (1)) ・意匠審査の質の維持・向上に向けた施策検討(Ⅱ. 3. (2)) ・意匠審査の方針策定[PLAN](Ⅱ. 4.)
職員の知識・能力の向上	・日常業務や研修を通じて人材を育成 ・職員の自主的な研さんを奨励	Ⅱ. 1. 意匠審査業務の実施[DO] Ⅱ. 1. (3) 審査長単位における意匠審査の質の維持・向上に関する業務[act]	・意匠審査(本願理解・サーチ・判断・起案)(Ⅱ. 1. (1)(i)) ・決裁(Ⅱ. 1. (2)(i)) ・案件協議(Ⅱ. 1. (2)(ii)) ・決裁後案件の品質監査(Ⅱ. 2. (1)(i)) ・ユーザー評価調査(Ⅱ. 2. (1)(ii)) ・自己管理のための統計データ(Ⅱ. 2. (1)(iv)) ・審判関連データの収集(Ⅱ. 2. (1)(v)) ・研修の受講等による知識習得・能力向上(Ⅱ. 1. (3)(iii))
品質ポリシーのレビュー	・品質ポリシーを定期的にレビューし、その合理性と実効性を常に維持・向上	Ⅱ. 3. 意匠審査関連施策の検討・修正[ACT]	・意匠審査の質の維持・向上に向けた施策検討(Ⅱ. 3. (2))